

オンライン診療に関する Q&A

令和 8 年 3 月作成

目次

1. オンライン診療について	1
① 総論	1
問 1. オンライン診療基準において、医師等は、病院又は診療所に所属するものとするとい るが、ここでいう「所属」とはどのような意味か。	1
問 2. オンライン診療における診療の補助を行うことができる看護師等はどのような者か。	1
問 3. オンライン診療基準において、医師等は、医師等と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の 交付を受けた訪問看護ステーション等に「勤務」する看護師等に対して、診療の補助（with N）を 行わせることができるとあるが、この「勤務」とはどのような意味か。	1
問 4. 前問に記載の「訪問看護ステーション等」とは具体的にどのような事業所を指すか。	1
問 5. オンライン診療を行う際、特に診療録等の記載については、どのような点に留意する必要が あるか。	2
問 6. オンライン診療実施病院等やオンライン診療受診施設は、チェックリストの公表に当たり、 どのような点に留意する必要があるか。	2
問 7. 「診療所施設に関する疑義について」（平成 12 年 6 月 8 日総第 19 号厚生省健康政策局総務 課長通知）において、複数の診療所が同一の建物内に設置される場合において、患者の診療に直接 供さない施設については、共同利用もやむを得ないとの見解が示してあるが、ある医療機関の医師 が、別の医療機関の診察室等にいる患者に対してオンライン診療を行う場合、診療の用に供する施 設の共同利用に当たると考えられるが、許容されるか。	2
② オンライン診療受診施設	3
問 8. どのような場合にオンライン診療受診施設の届出を出すべきか。	3
問 9. 今後、オンライン診療を行う場合は、これまで診療所として開設していた場所で患者がオン ライン診療を受けていた場合も含め、オンライン診療受診施設としての届出が必要になるのか。 .	3
問 10. オンライン診療受診施設としての届出を出した場合、オンライン診療受診施設専用となり、 他の用途での使用は認められないのか。	3
問 11. 例えば、車両などをオンライン診療受診施設として届け出た上で、オンライン診療受診施設 の営業日・営業時間と重ならない範囲において、当該車両を巡回診療車としても活用することは可 能か。	3
問 12. オンライン診療受診施設で複数の医療機関がオンライン診療を行うことは可能か。	4
問 13. オンライン診療受診施設で、D to P with D など、医師が対面診療を行うことは可能か。ま た、入院することは可能か。	4
問 14. オンライン診療受診施設でのオンライン診療については誰が責任を負うのか。	4
問 15. オンライン診療受診施設に対する消防法令上の位置づけはどのようなになるか。	4
問 16. オンライン診療受診施設に関する都市計画法上の取扱いについては、どのように考えればよ いか。	5
問 17. 医療法人がオンライン診療受診施設を設置することは可能か。また、設置できる場合、定款	

変更の手続きは必要か。	5
問 1 8. 薬局がオンライン診療受診施設を設置することは可能か。	5
問 1 9. オンライン診療受診施設の設置者が、例えば「当介護事業所の利用者は、もれなく●●内科 のオンライン診療を受けられます！」といった広告など、オンライン診療を受けられることを謳い 文句として、当該施設が入居する建物内の別サービス（介護、スポーツジム、ドラッグストア、美 容その他）の集客を目的とした広告を行うことは可能か。	6
③ 届出関係	7
問 2 0. オンライン診療受診施設の設置届出は、「設置後 10 日以内」に届け出ることとされている が、どの時点を「設置」と考えればよいか。	7
問 2 1. オンライン診療受診施設の設置届出を提出する際に、連携医療機関の名称等の申告は必要 か。	7
問 2 2. オンライン診療受診施設を法人が設置する場合、届出事項に定款等が挙げられているが、そ の趣旨如何。	7
問 2 3. 車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合、どのような点に留意する必要がある か。	7
④ オンライン診療受診施設の運用等に関すること	9
問 2 4. オンライン診療受診施設の設置者（又は管理・運営責任者）が当該施設に常駐していない場 合に、患者が急変した際は、どのようにして対応すればよいか。	9
問 2 5. オンライン診療受診施設が電子体温計、自動電子血圧計等の医療機器を購入・管理すること は可能か。オンライン診療受診施設が医療機器を、患者・医療機関に使わせる場合、何らかの手続 は必要か。	9
問 2 6. 患者がオンライン診療を受ける場合の保険資格の確認は、どのように行えばよいか。医療機 関・オンライン診療受診施設の側において、留意すべき事項はあるか。	10
問 2 7. オンライン診療受診施設の運営経費（施設側の場所代・システム経費を含む。）の費用負担 については、どのような形態が考えられるか。費用負担のあり方や利用料等の額について留意すべ き事項はあるか。	11
問 2 8. オンライン診療受診施設を通じて、患者が医療機関に診療の対価（保険診療の場合は一部負 担金）を支払うことは可能か。	11
問 2 9. オンライン診療受診施設に対する立入検査の検査基準は如何。	11
⑤ D to P with N 等について	12
問 3 0. オンライン診療受診施設で D to P with N をするため、看護師等がオンライン診療受診施設 に赴くことは可能か。	12
問 3 1. 医師等が、看護師等にオンライン診療受診施設に赴かせて、患者に対する診療の補助（with N）を行わせる場合には、どのような様式により指示を行う必要があるか。	12
問 3 2. オンライン診療受診施設でオンライン診療を行う場合に、歯科衛生士による歯科診療の補助 （Dentist to P with DH）は可能か。	12
2. その他（オンライン診療のための診療所、巡回診療等）について	13
問 3 3. オンライン診療受診施設と「オンライン診療のための診療所」はそれぞれどのように活用す	

ればよいか。	13
問 3 4. 車両をオンライン診療受診施設として届け出た場合と巡回診療車（巡回健診車）はそれぞれどのように活用すればよいか。	13
問 3 5. 巡回診療（巡回健診）が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合や、巡回診療（巡回健診）を行う病院又は診療所が巡回診療（巡回健診）を行う都道府県内に所在しない場合、医療法上の開設の許可申請又は届出が必要であると認識している。今回の通知の改正でこれら手続きについて、どのような簡素化が行われているのか。	14

1. オンライン診療について

① 総論

問 1. オンライン診療基準において、医師等は、病院又は診療所に所属するものとしてされているが、ここでいう「所属」とはどのような意味か。

(答)

- 病院・診療所と雇用契約を結んでいること（非常勤のほか、開設者・管理者であることを含む。）を意味します。なお、この場合の病院・診療所（オンライン診療実施病院等）の管理者は、当該医師等が行うオンライン診療に関して、医療法上の管理者としての責務を負うことにご留意ください。

問 2. オンライン診療における診療の補助を行うことができる看護師等はどのような者か。

(答)

- 医療法施行規則において定めたとおり、オンライン診療を行う医師・歯科医師と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション等に勤務する看護師等である必要があります。

問 3. オンライン診療基準において、医師等は、医師等と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション等に「勤務」する看護師等に対して、診療の補助（with N）を行わせることができるとあるが、この「勤務」とはどのような意味か。

(答)

- 「勤務」とは、オンライン診療を行う医師・歯科医師と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション等と雇用契約を結んでいること（非常勤のほか、訪問看護ステーションに関しては開設者・管理者であることを含む。）を意味します。

問 4. 前問に記載の「訪問看護ステーション等」とは具体的にどのような事業所を指すか。

(答)

- 介護保険における訪問看護、介護予防訪問看護若しくは看護小規模多機能型居宅介護等を行う事業所又は医療保険における訪問看護事業を行う事業所を指します。

問５． オンライン診療を行う際、特に診療録等の記載については、どのような点に留意する必要があるか。

(答)

- 診療録に記載すべき事項については、オンライン診療指針に示されているもののほか、美容医療の適切な実施に関する検討会が令和６年 11 月 22 日にとりまとめた報告書においては、「診療録について、患者の主訴や希望する処置といった各診療の実態を確認するために必要な内容を記載させる必要がある」とされたところであり、オンライン診療で美容医療を行う医師等については、診療録へのこれらの記載を徹底する必要があります。
- また、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和８年３月 27 日付け医政発 0327 第 5 号厚生労働省医政局長通知）の第 2 の 6（４）に記載のとおり、オンライン診療を行う医師又は歯科医師としては、患者が協定・契約を結んだオンライン診療受診施設で受診している場合には、当該施設を診療録に記録するなど適切な方法で記録することが望ましいです。

問６． オンライン診療実施病院等やオンライン診療受診施設は、チェックリストの公表に当たり、どのような点に留意する必要があるか。

(答)

- チェックリストの内容は、事実と異なることがないように、定期的に内容を見直して公表する必要があります。また、オンライン診療の内容に関する情報などに虚偽が含まれる場合は、広告規制の違反（医療法第 6 条の 5 第 1 項）を問われることが考えられるため、ご留意ください。

問７． 「診療所施設に関する疑義について」（平成 12 年 6 月 8 日総第 19 号厚生省健康政策局総務課長通知）において、複数の診療所が同一の建物内に設置される場合において、患者の診療に直接供さない施設については、共同利用もやむを得ないとの見解が示してあるが、ある医療機関の医師が、別の医療機関の診察室等にいる患者に対してオンライン診療を行う場合、診療の用に供する施設の共同利用に当たると考えられるが、許容されるか。

(答)

- 医療機関の建物・設備の共同利用については、建物・設備の衛生・安全の確保や、患者の混乱やサービスの低下を生じないような体制の確保が重要です。
- オンライン診療において、ある医療機関の医師が、別の医療機関の診察室等にいる患者に対して診療を行う場合についても、これらに留意することで、診察室等を共同利用することが可能です。
- なお、診察室等を共同利用する場合も、当該診察室等の衛生環境等は、当該診察室等を備える医療機関の責任において保持されるべきものである。そのため、当該医療機関が、診察室等をオンライン診療受診施設として届け出て、当該診察室等の衛生環境の保持等に係る医療法上の要請を免れるような運用は認められない。

② オンライン診療受診施設

問 8. どのような場合にオンライン診療受診施設の届出を出すべきか。

(答)

- 当該施設の設置者が、業として、当該施設を、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院等に対して、患者がそのオンライン診療を受ける場所として提供する場合には、オンライン診療受診施設としての届出が必要となります。

問 9. 今後、オンライン診療を行う場合は、これまで診療所として開設していた場所で患者がオンライン診療を受けていた場合も含め、オンライン診療受診施設としての届出が必要になるのか。

(答)

- これまでオンライン診療を行っていた病院、診療所又は居宅等においては、改めてオンライン診療受診施設の届出を行う必要はありません。

問 10. オンライン診療受診施設としての届出を出した場合、オンライン診療受診施設専用となり、他の用途での使用は認められないのか。

(答)

- オンライン診療受診施設として届け出た場合でも、当該施設としての営業日・営業時間と重ならないようにするなど、患者が利用しないことが明らかな場合には、当該施設、部屋等をそれ以外の用途で使用することも可能です。
- ただし、オンライン診療受診施設として運用されている時間帯においては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「省令」という。）に定めるオンライン診療受診施設が遵守すべきオンライン診療基準（①清潔保持・安全、②プライバシー保護、③セキュリティ）を満たしている必要があります。

問 11. 例えば、車両などをオンライン診療受診施設として届け出た上で、オンライン診療受診施設の営業日・営業時間と重ならない範囲において、当該車両を巡回診療車としても活用することは可能か。

(答)

- 車両をオンライン診療受診施設として届け出た場合でも、当該車両をそれ以外の用途で使用することも可能です。
- そのため、オンライン診療受診施設の営業日・営業時間と重ならない範囲において、当該車両を巡回診療車として活用することができます。

問 1 2. オンライン診療受診施設で複数の医療機関がオンライン診療を行うことは可能か。

(答)

- 1つのオンライン診療受診施設で複数の医療機関がオンライン診療を行うことは可能です。
- なお、オンライン診療受診施設は、「(オンライン診療受診施設向け) 基準等遵守を確認するためのチェックリスト」において、オンライン診療を提供する医療機関の名称等を公表することが遵守事項として定められています。

問 1 3. オンライン診療受診施設で、D to P with D など、医師が対面診療を行うことは可能か。また、入院することは可能か。

(答)

- 医師・歯科医師が対面で医業・歯科医業を提供しようとする場合、当該場所は、病院・診療所の定義（法第1条の5）に該当し、病院・診療所として許可・届出（第7条、第8条）が必要となるため、オンライン診療受診施設において、with D を行うことはできません。
- また、オンライン診療受診施設において、入院することもできません。

問 1 4. オンライン診療受診施設でのオンライン診療については誰が責任を負うのか。

(答)

- 個別具体的なケースに応じて判断することになりますが、基本的に、オンライン診療受診施設という場所に起因する問題については、当該施設の設置者（管理・運営責任者）が責任を負い、オンライン診療の内容については、提供する医師・医療機関の管理者が責任を負うものです。

問 1 5. オンライン診療受診施設に対する消防法令上の位置づけはどのようなになるか。

(答)

- オンライン診療受診施設そのものとしては基本的に消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（15）項「前各項に該当しない事業場」として取り扱うことが想定されており、施設の利用実態を踏まえ、各消防本部により判断されます。

【参考】「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴うオンライン診療受診施設に係る消防法令上の取扱いについて（通知）」（令和8年2月24日消防予第67号消防庁予防課長通知）

問 1 6. オンライン診療受診施設に関する都市計画法上の取扱いについては、どのように考えればよいか。

(答)

○ 一般に、開発行為(※1)をしようとする者は、あらかじめ、原則として(※2)、都道府県知事等(開発許可権者)の許可を受けなければならないこととされており(都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項・第2項)、このことは、開発行為の目的が、国等が設置する直接その事務や事業の用に供する建築物の建築の用に供することであったとしても、当該建築物がオンライン診療受診施設である場合は同様です(病院等と同様; 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第21条第26号ハ)。

(※1) 主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう(都市計画法第4条第12項)。

(※2) 開発行為を伴う場合であっても、区域ごとに定められた規模未満の開発行為は、開発許可は不要(都市計画法施行令第19条・第22条の2)。

○ このほか、開発許可を受けた開発区域内や市街化調整区域内において、開発行為を伴わず建築物を新築・改築し、又はその用途を変更する場合は、開発許可権者の許可が必要です(都市計画法第42条・第43条)。

○ いずれにしても、個別具体の事案について、許可等を要するか否かについては、各開発許可権者にご相談ください。

問 1 7. 医療法人がオンライン診療受診施設を設置することは可能か。また、設置できる場合、定款変更の手続きは必要か。

(答)

○ 医療法人がオンライン診療受診施設を設置することは可能です。

○ また、医療法人による「オンライン診療受診施設」の設置は附帯業務に当たるため、定款変更の手続きが必要です。

○ なお、医療法人が運営する医療機関で働く医師が、オンライン診療を行うことは本来業務に当たるため、定款変更の手続きは不要です。

問 1 8. 薬局がオンライン診療受診施設を設置することは可能か。

(答)

○ 医療法上、薬局がオンライン診療受診施設を設置すること自体は可能です。

○ なお、保険薬局(無医地区・準無医地区に所在する保険薬局を除く。)内にオンライン診療受診施設を設置することについては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則において認められていません。

問 19. オンライン診療受診施設の設置者等が、例えば「当介護事業所の利用者は、もちろん●●内科のオンライン診療を受けられます！」といった広告など、オンライン診療を受けられることを謳い文句として、当該施設が入居する建物内の別サービス（介護、スポーツジム、ドラッグストア、美容その他）の集客を目的とした広告を行うことは可能か。

（答）

- 患者の受診等を誘引する意図をもって、オンライン診療受診施設又は医療機関等が特定可能な形で、オンライン診療に関して広告を行うことは、医療広告に該当します。
- その上で、医療法に基づく広告規制は、いかなる者も対象としています。そのため、たとえ別サービスのための広告であっても、そのサービスに関連付けてオンライン診療受診施設で提供される医療の内容等を広告した場合には広告規制が適用されます。
たとえばスポーツジムでの運動指導やドラッグストアでのいわゆる健康食品の販売などの別サービスが行われている建物内に設置されたオンライン診療受診施設で、脂質代謝内科や糖尿病内科を標榜する診療所がオンライン診療を実施するケースです。
- オンライン診療は、原則として対面診療による医学的評価を行い、診療計画を定めから行うものとされており、また、実施に当たっては、医師・歯科医師が医学的な観点からオンライン診療の実施可否を判断しなければならないこととされているため、あらかじめ全ての利用者が特定の治療を受けられるような誤認を与える表現は虚偽広告に該当するほか、必ずしも虚偽でない場合であっても、不当な「期待感」を与える広告は誇大広告として認められません。
- また、医療広告等ガイドラインにおいて、提供されるオンライン診療の内容とは直接関係ない事項を強調し、不当に患者等を誘引する内容（例「オンライン診療を受けた方全員に●●をプレゼント」）については、厳に広告を慎むべきとされています。

③ 届出関係

問 20. オンライン診療受診施設の設置届出は、「設置後 10 日以内」に届け出ることとされているが、どの時点を「設置」と考えればよいのか。

(答)

- オンライン診療受診施設の設置者は、業として、当該場所を患者がオンライン診療を受ける場所として提供できる状態にした時点を「設置」とし、その時点から 10 日以内に届け出ていただく必要があります。

問 21. オンライン診療受診施設の設置届出を提出する際に、連携医療機関の名称等の申告は必要か。

(答)

- オンライン診療受診施設の設置届出の際に、連携医療機関の名称等の申告は求めておりません。
- ただし、オンライン診療受診施設は、「(オンライン診療受診施設向け) 基準等遵守を確認するためのチェックリスト」において、オンライン診療を提供する医療機関の名称等を公表することが遵守事項として定められています。

問 22. オンライン診療受診施設を法人が設置する場合、届出事項に定款等が挙げられているが、その趣旨如何。

(答)

- 定款等については、法人が診療所を開設する際にも同様に求めているものであり、オンライン診療受診施設を設置する法人がどのような法人か、都道府県等において把握いただく必要があると考えています。

問 23. 車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合、どのような点に留意する必要があるか。

(答)

- オンライン診療受診施設として車両を届け出る場合、届出事項の「設置場所」には日常的に駐車している場所や巡回予定の地区を記載してください。また、「建物の構造概要及び平面図」には、当該車両の車種・車名・車両番号を記載してください（施行通知・別添 2 様式例 1 等を参照）。
- 届出を行った都道府県等以外の地域で、オンライン診療受診施設として運用する場合には、当該地域でも届け出ていただくことが必要です。
- なお、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付け医発第 554 号厚生省医務局長通知）や「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 29 日付け健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知）において提出を求めている。

る実施計画書については、当該オンライン診療受診施設及び当該オンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う医師が勤務する医療機関いずれも提出不要です。

④ オンライン診療受診施設の運用等に関すること

問 2 4. オンライン診療受診施設の設置者（又は管理・運営責任者）が当該施設に常駐していない場合に、患者が急変した際は、どのようにして対応すればよいか。

（答）

- オンライン診療を行う医師が勤務する医療機関は、オンライン診療の適切な実施に関する指針において、「オンライン診療を行う疾病について急変が想定され、かつ急変時には他の医療機関に入院が必要になるなど、オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合、そのような急変に対応できる医療機関に対して当該患者の診療録等必要な医療情報が事前に伝達されるよう、患者の心身の状態に関する情報提供を定期的に行うなど、適切な体制を整えておかなければならない。」とされています。
- また、オンライン診療受診施設の設置者（又は管理・運営責任者）は、常駐しない場合であっても、通信機器の不具合や患者急変時等に、患者やオンライン診療を行う医師又は歯科医師、病院又は診療所、都道府県等が連絡できる連絡先を掲示し、速やかに対応できる体制を確保することが求められます。
- これらを踏まえ、個別具体のケースに応じて、適切に体制が整備できるようご対応ください。

問 2 5. オンライン診療受診施設が電子体温計、自動電子血圧計等の医療機器を購入・管理することは可能か。オンライン診療受診施設が医療機器を、患者・医療機関に使わせる場合、何らかの手続きは必要か。

（答）

- 薬機法上、医療機器を購入できる者は限定されていないため、オンライン診療受診施設の設置者も、医療機器販売業の許可を受けた者等から医療機器を購入し、オンライン診療受診施設に設置することは可能です。
- また、一般に、一定の医療機器を貸与する場合には、所在地の都道府県等に対して、薬機法に基づく届出等が必要ですが、オンライン診療受診施設の設置者が、当該医療機器を、患者又はオンライン診療を行う医療機関に使用させる場合の取扱いについては、医薬局において発出している通知等も踏まえながら、個別具体的な対応がなされるものと承知しています（※）。

※：「医療機器の貸与業の取扱いに関する質疑応答集（Q & A）」について（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食機参発 1121 第 51 号）」QA6 では、「医療行為の一環として」医療機器を貸し出す場合には、貸与業の許可等は不要とされており、オンライン診療受診施設が患者等に医療機器を使用させる場合が「医療行為の一環」に当たるかについては、都道府県等における個別具体的な状況を踏まえた判断が必要である。

問 2 6. 患者がオンライン診療を受ける場合の保険資格の確認は、どのように行えばよい
か。医療機関・オンライン診療受診施設の側において、留意すべき事項はあるか。

(答)

- オンライン診療では、マイナ保険証を利用して、オンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）を活用することができます。
- マイナ保険証の利用に向けた手順の概要は以下のとおりであるため、ご注意ください。
- なお、オンライン診療での資格確認については、マイナ保険証だけでなく、資格確認書でも対応可能です（患者が画面越しに券面を提示する等）。また、マイナ保険証の読み取り等に失敗するなど、何らかの理由で資格確認ができなかった場合には、「資格情報のお知らせ」やマイナポータル資格情報画面（端末にダウンロードした資格情報を表示した PDF でも可）をマイナンバーカードの券面とあわせて提示することで資格確認をしてください。

(参考) マイナ保険証の利用に向けた手順の概要

- ・ オンライン診療実施医療機関においては、資格確認端末の「メニュー画面」から遷移して「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを取得し、オンライン診療を受ける患者が当該 URL 等から「マイナ在宅受付 Web」にアクセスできるようにする。
- ・ 患者においては、マイナポータルアプリがインストールされた自身のモバイル端末等を用いて（※1）、オンライン診療を受診する医療機関が発行する URL 等から「マイナ在宅受付 Web」にアクセスする。その後、患者は、当該 Web ページにおいて、①薬剤情報等の提供に係る同意の有無を選択し、②4桁の暗証番号を入力し、③端末でマイナンバーカードを読み取る。

（※1）オンライン診療受診施設が用意したマイナポータルアプリがインストールされたモバイル端末等を利用して、患者が資格確認を受けることも可能であるが、その場合も、患者は、オンライン診療を受診する医療機関が発行する URL 等を選択してアクセスする必要がある。

- ・ 医療機関は、レセプトコンピュータ等を用いて、マイナンバーカードの読み取りを行った患者の資格情報等を取得する（※2）。
- ・ 上記はオンライン診療を行う原則的な運用であるが、患者が所在する場所に医療機関の看護師等が訪問している場合には、当該看護師等が、認証された当該医療機関の端末を用いて、目視による本人確認を行うことも可能である。

（※2）居宅同意取得型の利用に当たって、レセプトコンピュータの改修が必要な場合は、改修等の費用の補助を受けることが可能。

問 2 7. オンライン診療受診施設の運営経費（施設側の場所代・システム経費を含む。）の費用負担については、どのような形態が考えられるか。費用負担のあり方や利用料等の額について留意すべき事項はあるか。

（答）

- 費用負担のあり方としては、
 - ① オンライン診療受診施設は、医療法上「設置者が、医療機関に対して患者のオンライン診療の受診場所として提供する施設」と定義されていることを踏まえ、当該施設が、提供の対価として、医療機関に必要な支払いを求める場合
 - ② 患者が用いるオンライン診療受診施設での端末や通信環境等の経費は、通常、患者が自身の居宅でオンライン診療を受ける場合には、患者本人が負担すべき費用であることを踏まえ、当該施設が、患者に対して費用の支払いを求める場合といった様々な形態が想定されます。
- いずれにしても、費用負担のあり方やその利用料等の額については、医療機関・施設・患者の各者間における契約関係において、実費等を踏まえ適切に設定するとともに、あらかじめ患者にとって分かりやすく示すことや、他の費用と区分して請求することが望ましいです。

問 2 8. オンライン診療受診施設を通じて、患者が医療機関に診療の対価（保険診療の場合は一部負担金）を支払うことは可能か。

（答）

- 可能です。

問 2 9. オンライン診療受診施設に対する立入検査の検査基準は如何。

（答）

- 例年発出している「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」にてお示しする予定です。
- また、立入検査の頻度については、随時実施することが想定されます。

⑤ D to P with N 等について

問 3 0. オンライン診療受診施設で D to P with N をするため、看護師等がオンライン診療受診施設に赴くことは可能か。

(答)

- 看護師等は保助看法に基づき、主治の医師の指示があった場合に、診療の補助を行うことができるものであり、また、オンライン診療基準に則り行う場合には、看護師等がオンライン診療受診施設に赴いて、D to P with N を行うことは可能です。
- なお、問 2 のとおり、看護師等は、オンライン診療を行う医師・歯科医師と同一の医療機関又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション等に勤務する看護師等である必要があります。

問 3 1. 医師等が、看護師等にオンライン診療受診施設に赴かせて、患者に対する診療の補助（with N）を行わせる場合には、どのような様式により指示を行う必要があるか。

(答)

- ここで必要な指示とは保助看法第 37 条の「指示」を指し、特定の様式を定めているものではありませんが、指示期間、患者の氏名・生年月日・住所、診療の補助を実施するオンライン診療受診施設の名称、「留意事項及び指示事項」、指示の実施年月日、医師氏名、医療機関の名称、訪問看護ステーション等の事業所名等を記載した文書により行うことが想定されます。
- なお、オンライン診療受診施設における診療の補助の実施については、整理すべき事項があるため、国において今後検討し、必要な留意事項を周知していくこととしています。

問 3 2. オンライン診療受診施設でオンライン診療を行う場合に、歯科衛生士による歯科診療の補助（Dentist to P with DH）は可能か。

(答)

- オンライン診療を行う歯科医師は、歯科医師と同一の医療機関に勤務する歯科衛生士に対して、診療計画に基づき予測された範囲内において、一般に歯科診療の補助を行わせることが可能です。
- もっとも、オンライン診療受診施設で実施する歯科診療の補助には、衛生保持等の観点で検討すべき課題があるため、今後国としてガイドライン等を整備することを検討しています。

2. その他（オンライン診療のための診療所、巡回診療等）について

問 3 3. オンライン診療受診施設と「オンライン診療のための診療所」はそれぞれどのように活用すればよいか。

（答）

- オンライン診療を受けられるという点にのみ着目すると、両者の機能面に大きな違いはありません。
- 一方で、オンライン診療のための診療所の場合には、当該診療所が確保した管理者（医師又は歯科医師）による監督及び管理・運営のもとで、医師又は歯科医師がオンライン診療を行う必要がありますが、医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設でオンライン診療のみを行う場合は、診療所の開設がなくとも、当該医師又は歯科医師及びその勤務する診療所等の責任のもとオンライン診療を行うことが可能になります（ただし、問 13 のとおり、オンライン診療受診施設において、対面診療（with D を含む。）を行うことはできません）。
- これらを踏まえご検討ください。

問 3 4. 車両をオンライン診療受診施設として届け出た場合と巡回診療車（巡回健診車）はそれぞれどのように活用すればよいか。

（答）

- いずれも当該車両において、医療を行うことができるという点にのみ着目すると、両社の機能面に大きな違いはありません。
- 巡回診療車（巡回健診車）の場合には、当該事業を行う病院又は診療所の管理責任のもとで診療（健診）を行うこととなりますが、オンライン診療受診施設の場合には、設置者は当該車両と場所として提供するのみであり、オンライン診療を行う医師又は歯科医師及びその勤務する診療所等の責任のもとでオンライン診療を行うこととなります。
- 一方で、オンライン診療受診施設の場合には、問 13 に記載のとおり、当該車両において、医師・歯科医師が行いえるのはオンライン診療に限定され、対面診療（with D を含む。）ができません。また、診療の補助の実施については、衛生保持等の観点で検討すべき課題があるため、ガイドライン等を整備することを検討しています。
- これらを踏まえご検討ください。

問 3 5. 巡回診療（巡回健診）が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合や、巡回診療（巡回健診）を行う病院又は診療所が巡回診療（巡回健診）を行う都道府県内に所在しない場合、医療法上の開設の許可申請又は届出が必要であると認識している。今回の通知の改正でこれら手続きについて、どのような簡素化が行われているのか。

（答）

- 巡回診療（巡回健診）が、病院・診療所の事業として行われるものでない場合や県外の病院・診療所により行われる場合、都道府県等（衛生主管部局）が実施する事業者や病院・診療所を把握し、医療法上の責任の所在を明確にするため、実施する都道府県等において病院・診療所としての開設手続を求めることが引き続き重要です。
- 一方で、これらの事業者・県外の病院・診療所についても、県内の病院・診療所が実施する場合と同様に、実施計画について、記載すべき内容を簡素化しているほか、開設の許可申請または届出において提出すべき事項を簡素化しています。